

一般社団法人日本健康・栄養システム学会における内部監査に関する内規

(根拠)

第 1 条 「一般社団法人日本健康・栄養システム学会 競争的資金等の不正に係る調査等に関する取扱規程」(以下、「規程」と言う)にもとづき、この内規を定める。

(目的)

第 2 条 本内規は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日、文部科学大臣決定)に準拠して、公的研究費(科学研究費補助金、学術研究助成基金助成金等)(以下、「補助金」と言う)の執行にかんする責任体系を明確にし、内部監査(通常監査と特別監査)に必要な事項を定めることを目的とする。

(責任体系)

第 3 条 補助金の運営と管理について、理事長は最高管理責任者として最終責任を負う。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、補助金の運営と管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限をもつ。

3 コンプライアンス推進責任者は、各部局における補助金の運営と管理について実質的な責任と権限をもつ。なお、法務研究科及び付属研究所が、その事業を遂行するために補助金を受けるときは、当該部局の長を部局責任者に加える。

4 事務責任者は、理事長の指示により、執行統括責任者として、補助金の申請・執行にかかる事務を統括し、補助金事務担当職員にたいして、内部監査を含む一切の監査に耐える関係書類・会計証憑等を整えさせたり、購入物品の検収に当たらせたりする。

(内部監査委員会)

第 4 条 内部監査(以下、「監査」と言う)を実施するために、最高管理責任者のもとに内部監査委員会(以下、「委員会」と言う)を置く。

2 委員会は、監査の対象者を選定し、その旨を対象者に通知する。

3 委員会は、その目的を達成するために必要な事項を定めることができる。

4 委員会は、あらゆる部局と連携し、監査の効果を発揮できるように努めるものとする。

5 委員会は、監査の進捗状況および監査結果を速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

6 最高管理責任者は、委員会の報告にもとづいて、適切な措置を執らなければならない。

(委員会の構成)

第 5 条 最高管理責任者は、9 条委員会の意見を聞き、不正発生要因に応じて、理事のなかから、高い専門性を備え、本学の運営を全体的に考察できる若干名を内部監査人として内部監査委員(以下、「委員」と言う)に任命し、その 1 名を委員長に指名する。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

(委員の責務)

第 6 条 委員は、監査の内容を最高管理責任者以外の者に知らせてはならない。

(監査対象者の不服申し立て)

第 7 条 監査を受けた者が監査結果を不服とするときは、監査結果が通知された日から 10 日以内に、書面をもって最高管理責任者に不服を申し立てることができる。

2 不服申し立てを受けた最高管理責任者は、本内規第 5 条にもとづいて、速やかに新たな委員を指名して、委員会を構成しなければならない。

3 前項に定める委員会は、不服申し立ての日を起算日として 30 日以内に、最高管理責任者に 監査結果を報告するものとする。

4 前項に定める監査結果の取り扱いについては、本内規第 4 条第 6 項を適用する。

附則

(改廃)

1 この内規の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(施行期日)

2 この内規は、令和 3 年 1 月 1 日より施行する。